

＜第2号議案＞

一部事務組合等関係団体の協議会参加について

1 協議会への参加希望のあった関係団体

- (1) 名古屋港管理組合(地方自治法第284条に基づく一部事務組合)
- (2) 逢妻衛生処理組合(同上)
- (3) 豊田加茂広域市町村圏事務処理組合(同上)
- (4) 小牧岩倉衛生組合(同上)
- (5) 愛知中部水道企業団(同上)
- (6) 尾三消防組合(同上)
- (7) 名古屋高速道路公社(地方道路公社法に基づく特殊法人)
- (8) 愛知県道路公社(同上)
- (9) 愛知県住宅供給公社(地方住宅供給公社法に基づく特殊法人)
- (10) 財団法人愛知水と緑の公社(民法第34条に基づく公益法人)

2 参加希望時期

平成17年4月1日

3 参加希望事業

電子調達(CALS/EC)事業

4 協議会参加に係る取扱い(案)

(1) 会員の位置付け

会員(県・市町村)とは区別し、県・市町村以外の団体で特定の事業のみに参加する準会員とする。

(2) 経費負担

ア 市町村のみで組織する組合【上記(2)、(3)、(4)、(5)、(6)】

基本的に事務の一部を共同処理するために設置されたものであることから、原則として負担金は徴収しない。(ただし、参加する事業について市町村として既に参加している場合に限る。)

なお、参加に伴うシステム改修費用等の実費相当分は負担するものとする。

イ 他の団体【上記(1)、(7)、(8)、(9)、(10)】

特定団体の個別業務のために設置されたものであることから、別団体として負担金を徴収する。